

<2・26 京都地裁>



京都3事件全てに無罪判決！

# 全国に広がる“関西生コン弾圧を許さない”の声が結実した日



## 関西生コン京都3事件・無罪判決学習会報告

### 関生労働運動の正当性を認めた無罪判決！

### その意義と今後の闘いの課題とは

管理職ユニオン・関西と大阪労働学校・アソシエ共催で

報告者 大阪労働学校・アソシエ学長 斉藤日出治

2月26日、京都地裁で関西生コン支部の武前委員長と湯川現委員長に対して無罪判決が出された。



位田浩 弁護士

これを受けて、管理職ユニオン・関西と大阪労働学校・アソシエは共催で、3月22日に位田浩弁護士を招いて、大阪六甲天満ビルで学習会を開催した。位田浩弁護士は、本件をふくむ2018年7月から始まった関西生コン弾圧の一連の刑事事裁判状の表、京都3事件関係のこれまでの経過を説明する年表を用意され、そのうえで今回の京都地裁判決の意義をつぎのように話された。

【位田浩弁護士 武・湯川両氏が告げられていたのは、ヘストライナー事件 企業閉鎖に伴う解決金を要求を恐喝とする】近畿生コン事件 企業倒産の際の工場占拠に関する費用の要求を恐喝とする、加茂生コン第1事件 就業証明書の交付を拒否する、加茂生コン第2事件 企業閉鎖に伴うプラント解体やミキサー車1台譲渡要求を強要未遂・恐喝未遂とする】であるが、このいずれについても、京都地裁は無罪を言い渡している。

#### ●無罪判決のポイントを整理する

1、関西生コン支部の行動は争議行為であって、ストライキをはじめとする争議行為は労働組合の正当な権利である。このことを裁判官が認めた。

検察官は関生支部がストライキや威力によって恐喝や強要を行ったと主張するが、ストライキや威力による業務の正常な運営の阻止、およびストライキに際

しての組合による会社に對する活動監視行為は労働組合の合法的な権利・争議権であり、その動きをもって使用者に畏怖をあてたとし、恐喝や強要の罪を問うことはできない。



武建一 前委員長

らった違法な起訴であった、という弁護側の主張については判断を回避しておけい、と述べている。



無罪判決でTVインタビュー

優秀な弁護団の多大な努力の成果であり、そして学者をはじめとして全国規模での支援に支えられた結果である。

【武前委員長 裁判官は法と証拠にもとづいて正當の判断をすると思うのは間違いないで、日本の刑事裁判では検事が事実上裁判の決定権を握っている。

ただ、この判決は、弁護団が主張するような、この告訴自体が組合につきしをねらった違法な起訴であった、という判断をするだけにとどまらず、

今回の判決が無罪であったとしても、しかし裁判官がそのような良心をもつて裁判官であったら、もういっしょに社会的な背景の変化が大きく影響しているように思われる。

安倍晋三・麻生二階・維新の松井といった大物政治家が政界から退場あるいは退縮したと、総選挙で自公政権が大きく後退したことが、袴田さんに無罪判決が出されたことなど、政界や市民社会の動きが追い風

になったように思う。関西生コンの弾圧の狙いは、関西生コン中企業と連携して背景資本の責任追及をする関西生コン型労働運動を破壊することであり、さらにはこの有罪判決を手がかりとして暴対法、共謀罪の先取りのな判決を下そうとしたことである。

このような判決を阻止して、無罪判決を勝ち取ることでできたのは、関西生コン支部の労働運動の正当性が認められたためであり、

## 京都事件弁護団声明

2025年2月26日

本日2月26日、京都地方裁判所第2刑事部は、関生支部の武前委員長、湯川現委員長に対して、ベスト・ライナー事件（企業閉鎖に伴う解決金要求が恐喝）、近畿生コン事件（企業倒産の際の工場占拠に関する費用要求が恐喝）、加茂生コン第1事件（就業証明書交付要求が強要未遂）、同第2事件（企業閉鎖に伴うプラント解体やミキサー車1台譲渡要求が強要未遂・恐喝未遂）のすべてについて、無罪を言い渡した。

判決の無罪理由は、加茂生コン第1次事件について会社事務所で抗議等した組合員（4月17日に差戻控訴審判決予定）に脅迫行為があったかどうかを問うまでもなく、組合員の具体的な言動について共謀が認められなかった以外、すべて、生コン産業の実態、京都地区における生コン業界の状況、関生支部の活動、関生支部と協同組合との交渉経緯や協調関係を適確に踏まえた上で、被告人らに脅迫に当たる実効行為そのものがないとしたものである。

検察官は、関生支部が「ストライキや威力を背景に自らの要求に応じさせるスキーム」を確立していたとして恐喝罪の成立を主張したが、判決は「そもそも、ストライキをはじめとする争議行為は、その性質上、労働組合が使用者に一定の圧力をかけ、その主張を貫徹することを目的とする行為であって、業務の正常な運営を阻害することはもともと当然に予定されているものであるとし、そうした意味で使用者側がストライキを避けたいと考えることは当然の前提になっている。」と判示し、検察官の主張を排訴した。

判決には憲法や労働組合法という言葉はないが、争議権の趣旨を明確に摘示して労働組合としての当然の行為についてそもそも脅迫に当たり得ないと判示しており、その意義は大きい。

一方、弁護人は、本件は労働組合潰しを目的とした違法な基礎だったと主張したが、判決は、3事件とも無罪だからそれ以上の判断は必要がないとして、判断を示さなかった。

しかし、判決は、検察官と弁護人いずれの側も大筋で争いのない事実を認定したうえで、被告人らにはそもそも犯罪に当たる行為がなかったと判示している。

この点において、判決は事実上、検察官の起訴の誤りを示したものと見える。

関西一円の警察がゼネコンや大阪広域協と連携し、労働組合潰しを企図して行った一連の弾圧は、実に18次のべ89人の逮捕と大阪・大津・和歌山・京都の各地域への起訴が繰り返された。京都事件は一連の弾圧の最後に位置するものであり、検察官は懲役10年を求刑していた。

本判決の内容が示すとおり、そもそも本件起訴自体が誤っていたのである。検察・警察には猛省を促すとともに、控訴することなく早期に本判決を確定させるよう強く求める。

以上



苦境にある生コン労働者へ朗報